半田市献血推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地区住民の献血を推進することにより輸血用血液の健全な確保を図ることを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 この事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 献血組織の育成に関すること。
 - (2) 献血思想の普及向上に関すること。
 - (3) その他献血推進に必要なこと。

(実施方法)

第3条 市長は、この事業の実施を円滑に実施することが可能な団体に委託することができる。

(委託期間)

第4条 委託期間は、委託契約書に定める期間とする。

(事業計画書の提出)

第4条 受託者は、業務委託内容の提示後、速やかに事業計画書を市長に提出しなければ ならない。

(委託料)

第6条 市長は、予算の範囲内で委託料を交付するものとする。

(事業実績報告書の提出)

- 第7条 受託者は、契約期間満了後、速やかに市長に事業実績報告書を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果、必要があると認めたときは、関係資料の提出を受託者に求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 半田市献血推進協議会要綱は、廃止する。